

5 外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和5年9月21日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月9日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	篠原 達也
同	水町 博之
同	本野 正紀

1 監査報告と措置の件数

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号(別冊2)公表)分
 (福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について) . . . 1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号(別冊2)公表)分
 (福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について)

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

4 集落排水事業

(6) 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

監査の結果	措置の状況
<p>【意見4-(6)-1】 下水道事業と集落排水事業の業務統合について</p> <p>下水道事業は黒字であるが集落排水事業は赤字であり、一般会計による赤字補填も多額であることから、赤字削減のための対策を取ることが急務である。</p> <p>市では現在、下水道事業は道路下水道局で、集落排水事業は農林水産局で運営されている。下水道事業と集落排水事業は事業の目的や使用する施設は異なるものの、市民にとっては同じ汚水処理事業であり、運営にあたっては共通する業務も多い。</p> <p>そこで、集落排水の赤字を削減するため、お互いの事業が一部の業務を共同して行うことで経費削減ができないか検討され</p>	<p>集落排水事業の経営改善に関しては、令和5年3月に福岡県において汚水処理の持続可能な事業運営を確保することを目的に策定された「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、今後も施設の公共下水道への接続について検討を行うなど、効率化や経営改善に向けて取り組んでいく。</p>

たい。さらに下水道事業と集落排水事業を組織統合（二つの事業を一つの部署が運営すること）することで業務の効率化や経費削減が出来ないかについて検討されたい。

（改善提案）

例えば、窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務などを一本化することで業務を効率化し、経費削減に繋げることが出来ないか、検討されたい。窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務の一本化などは、利用する市民にとっても利便性が高まると考える。

また下水道事業と集落排水事業を組織統合することで、共通業務を集約して人員削減が出来ないか、使用する棚卸資産や消耗品を共同で仕入れることで、仕入価格の低減や事務処理費用が削減できないか、検討されたい。

（農林水産局漁港課）